

第5期新潟市障がい福祉計画
第1期新潟市障がい児福祉計画
(案)

新潟市

1	計画の概要	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の位置づけ	1
(3)	計画の期間	1
2	計画の基本理念及び基本的な考え方	
(1)	計画の基本理念	2
(2)	障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	4
(3)	相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	4
(4)	障がいのある子どもの支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	6
3	新潟市における障がいのある人を取り巻く状況	8
(1)	障がい者数の推移	8
(2)	障がい福祉サービス利用状況	17
(3)	新潟市内におけるサービス基盤整備状況	20
4	平成32年度の成果目標	22
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	22
(2)	福祉施設から一般就労への移行等	23
(3)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	25
(4)	地域生活支援拠点等の整備	25
(5)	障がいのある子どもの支援の提供体制の整備	25
(6)	障がいや障がいのある人への理解促進	27
(7)	成果目標を達成するための対応	28
5	各年度の活動指標（サービス見込み量）とその確保のための方策	31
(1)	指定障がい福祉サービス	31
(2)	相談支援	35
(3)	障がいのある子どもの支援（児童福祉法）	36
(4)	地域生活支援事業	38
(5)	各年度の活動指標（サービス見込み量）一覧表	43
(6)	活動指標（サービス見込み量）の確保のための方策	47
6	計画の達成状況の点検及び評価	47

※本計画中、元号については、わかりやすさや読みやすさを考慮し、「平成」を使用しております。
元号の変更があった場合は、変更後の元号及び年度に読み替えることとしております。

1 計画の概要

（1）計画策定の趣旨

第5期新潟市障がい福祉計画及び第1期新潟市障がい児福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）の理念を実現するとともに、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により市町村障害児福祉計画の策定が義務付けられたことを踏まえ、国の定める基本指針に即し、地域において必要な「障がい福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障がい児通所支援等」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成32年度における各種サービスに関する数値目標及び各年度のサービス提供量見込みを設定し、サービス提供体制の確保や推進のための取り組みについて定めるものです。

また、平成18年から継続的に策定してきた第1期から第4期までの新潟市障がい福祉計画の内容及び実績を踏まえ、新潟市の地域特性を考慮しながら、これまでの取り組みをさらに推進するものとして策定しました。

（2）計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。

（3）計画の期間

第5期新潟市障がい福祉計画及び第1期新潟市障がい児福祉計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

2 計画の基本理念及び基本的な考え方

(1) 計画の基本理念

① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい福祉サービスの対象となる障がいのある人の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図るとともに、どの地域でも同じようにサービスを受けられる体制づくりに努めます。

また、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等についても、障害者総合支援法に基づく給付の対象であることを周知し、障がい福祉サービスが適切に活用されるよう、必要な情報提供を行います。

③ 地域生活移行、地域生活の継続の支援や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所施設から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供などの地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

特に、地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並び

にサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、障がいのある人の高齢化・重度化を見据えて、これらの機能を更に強化します。

また、相談支援を中心として、障がいのある人の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行います。

さらに、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、障がい福祉、介護、医療、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保され、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

④ 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取り組みを推進します。

ア：地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり

イ：地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等にかかる取り組み

ウ：日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、専門的な支援を要する人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

⑤ 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どもの支援を行うにあたっては、本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが必要であるため、本人及びその家族に対し、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、どの地域でも同じようにサービスを受けられる体制づくりに努めます。

また、障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

(2) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

① 訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護など）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。

② 日中活動系サービスの保障

障がいのある人が希望する日中活動系サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター、日中一時支援などのサービス提供の場）を保障します。

③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

施設入所者が地域生活へ移行する際に地域における居住の場となるようなグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援や地域定着支援等の推進により、地域生活への移行を進めます。

さらに、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備による地域生活支援機能をさらに強化するため地域生活支援拠点等の整備を図ります。

④ 福祉施設から一般就労への移行を推進

就労移行支援事業等のサービスの充実を図るとともに、本市独自に設置している障がい者就業支援センター「こあサポート」による伴走型就労支援をさらに推進し、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行及び職場定着を進めます。

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

① 相談支援体制の構築

障がいのある人や障がいのある子ども及びその家族が、地域において自立し、安心して生活を営んでいくためには、相談支援体制の充実が不可欠であることをふまえ、障がい福祉サービスの利用にあたって適切にサービス等利用計画等

が作成され、定期的なモニタリングと必要に応じたサービス等利用計画等の見直しが行われるよう、相談支援事業所及びその従事者の確保・育成に努めます。

これらの取り組みを効果的に進めるため、市内に4ヶ所設置している基幹相談支援センターを有効に活用していきます。

また、身体障がい又は知的障がいのある方やその家族等に対する身近な地域での相談支援のため、身体障がい者・知的障がい者相談員の各区及び全区担当の配置を継続します。

② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の充実に伴い、入所施設から地域生活への移行に向けた支援ニーズが顕在化した場合は、必要なサービスの確保に努めます。

③ 発達障がいのある人に対する支援

発達障がいのある人が必要な支援を受けられるよう、新潟市発達障がい支援センター「JOIN」を中心に、関係機関の連携を図り、支援体制の充実に努めます。

また、新潟市発達障がい児者支援地域協議会を開催し、発達障がいのある人の支援に関する情報共有、研修、啓発などを行い、関係機関の支援力向上を図ります。

④ 障がい者地域自立支援協議会の役割

相談支援事業者や関係機関等で構成する「新潟市障がい者地域自立支援協議会」は、支援機関等によるネットワークの構築を図り、支援に特に検討を要する事例への調整や改善などを行うとともに、その過程で明らかになった地域でのサービス提供のあり方などの課題整理を行い、地域生活支援拠点等の整備検討、障がい福祉サービスを担う社会資源の開発や改善、さらには、施策提案や専門的助言などの役割が期待されています。

（4）障がいのある子どもの支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

① 地域支援体制の構築

障がいのある子ども及びその家族の支援については、新潟市立児童発達支援センター「こころん」において、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の確保を図るとともに、同センターが地域における中核的な支援施設としての役割を担い、地域の各事業所と連携し重層的な障がい児通所支援の体制整備を図ります。

また、障がいのある子どもに対し、質の高い専門的な発達支援を行うため、支援の質の向上と支援内容の適正化に取り組みます。

② 保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がいのある子どもを適切に支援するため、乳幼児健診などの機会の活用や療育教室の実施などにより、障がいの早期発見・早期支援に取り組みます。

また、「発達支援コーディネーター」を養成して保育園等へ配置するとともに児童発達支援センター「こころん」による巡回支援を行い、保育園等の支援力の向上を図ります。

学齢期の子どもの支援については、特別支援教育サポートセンターと各区に配置した地区コーディネーター（発達障がい通級指導教室担当者）による特別支援教育サポートネットワークが各学校の特別支援教育コーディネーターと連携し、相談支援や福祉に関わる研修を行い、知識・技能の向上に努め、各学校の専門性・対応力向上を図ります。

さらに、就学時及び卒業時において支援が円滑に引き継がれるよう、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等の情報を各学校に提供し、関係機関の連携促進を図ります。

③ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

保育所等訪問支援を提供する事業所の確保に努め、児童発達支援センター「こころん」などを中心に、障がいのある子どものさまざまな育ちの場を通じた地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

④ 特別な支援が必要な障がいのある子どもに対する支援体制の整備

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、社会福祉施設整備補助等を通じて受け入れ先の確保を図ります。

また、医療的ケア児に対する支援体制を構築するため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野が連携を図るための協議の場を設けます。

強度行動障がいや高次脳機能障がいのある子どもに対する支援体制を充実させるため、人材育成等を通じて事業所を支援します。

虐待を受けた障がいのある子どもについては、本人の状況等に応じたきめ細やかな支援が行えるよう、障がい児入所施設の支援力向上を図ります。

⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がいのある子ども本人やその家族に対し継続的な相談業務を行い、適切な支援につなげていくうえで重要な役割を担っているため、相談支援事業所及びその従事者を確保するとともに質の向上にも努めていきます。

また、市内に4ヶ所設置している基幹相談支援センターに配置している、障がい児支援コーディネーターが、障がいのある子ども及びその家族を支援します。

3 新潟市における障がいのある人を取り巻く状況

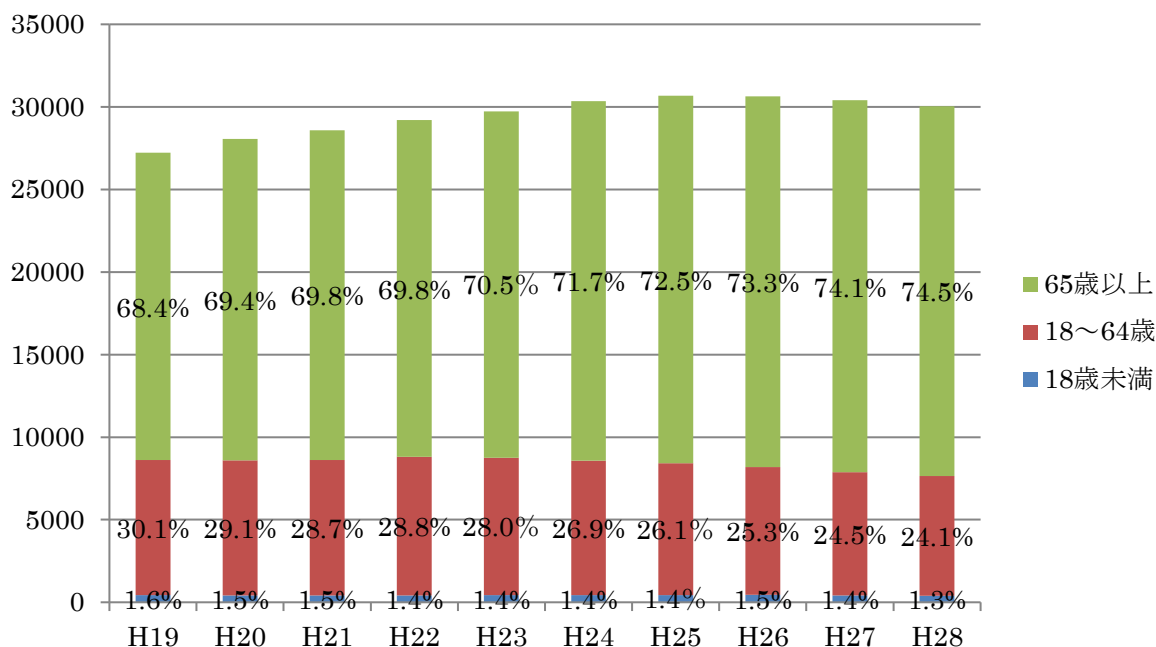
（1）障がい者数の推移

ア：身体障がいのある人

①身体障害者手帳所持者の推移

手帳所持者数は、平成25年度を境に減少に転じています。年齢別の状況を見ると、65歳以上の高齢者が70%以上を占めており、徐々に高齢化が進んでいます。

図表1-1 身体障害者手帳所持者の推移



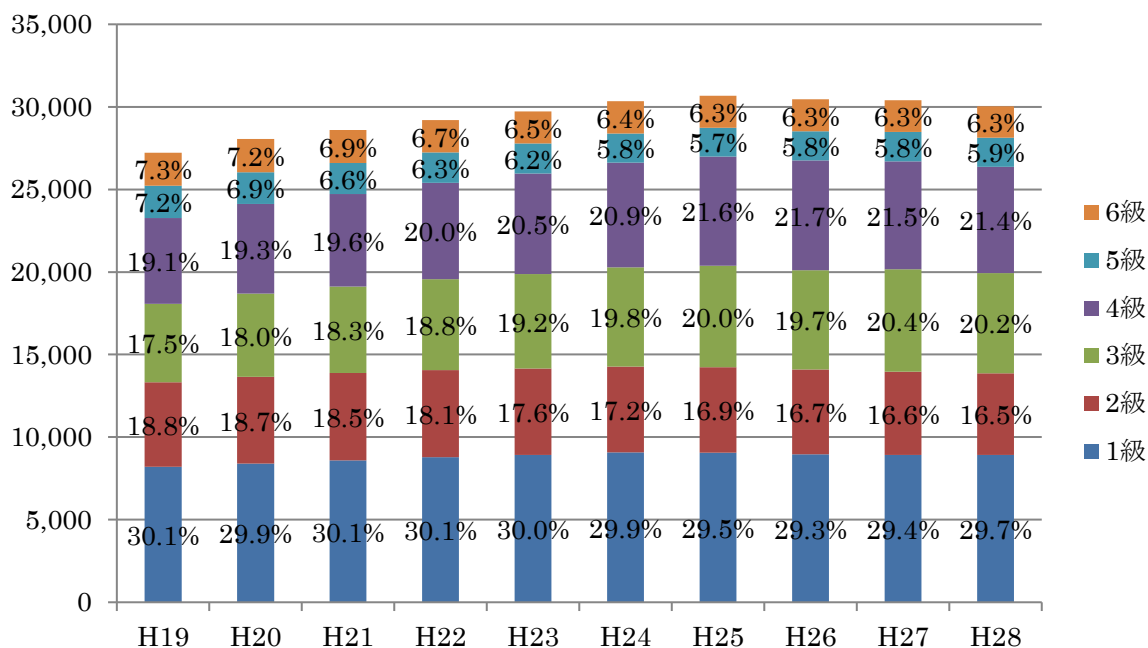
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
65歳以上	18,617	19,466	19,970	20,386	20,973	21,761	22,248	22,450	22,526	22,381
18~64歳	8,190	8,177	8,205	8,396	8,333	8,160	7,993	7,742	7,448	7,253
18歳未満	425	419	417	421	425	425	433	446	423	402
合計	27,232	28,062	28,592	29,203	29,731	30,346	30,674	30,638	30,397	30,036

(単位：人 [各年度末])

②等級別身体障害者手帳所持者の推移

等級別に身体障害者手帳の所持者をみると、1級及び2級の重度の障がいのある人が半数近くを占めています。

図表1-2 等級別身体障害者手帳所持者の推移



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
6級	1,999	2,016	1,987	1,956	1,937	1,956	1,931	1,934	1,911	1,898
5級	1,962	1,931	1,876	1,851	1,829	1,764	1,750	1,771	1,777	1,759
4級	5,192	5,419	5,607	5,836	6,096	6,347	6,614	6,636	6,547	6,437
3級	4,756	5,053	5,242	5,499	5,720	6,001	6,147	6,024	6,199	6,070
2級	5,115	5,245	5,281	5,278	5,233	5,207	5,182	5,123	5,038	4,953
1級	8,208	8,398	8,599	8,783	8,916	9,071	9,050	8,970	8,925	8,919
合計	27,232	28,062	28,592	29,203	29,731	30,346	30,674	30,638	30,397	30,036

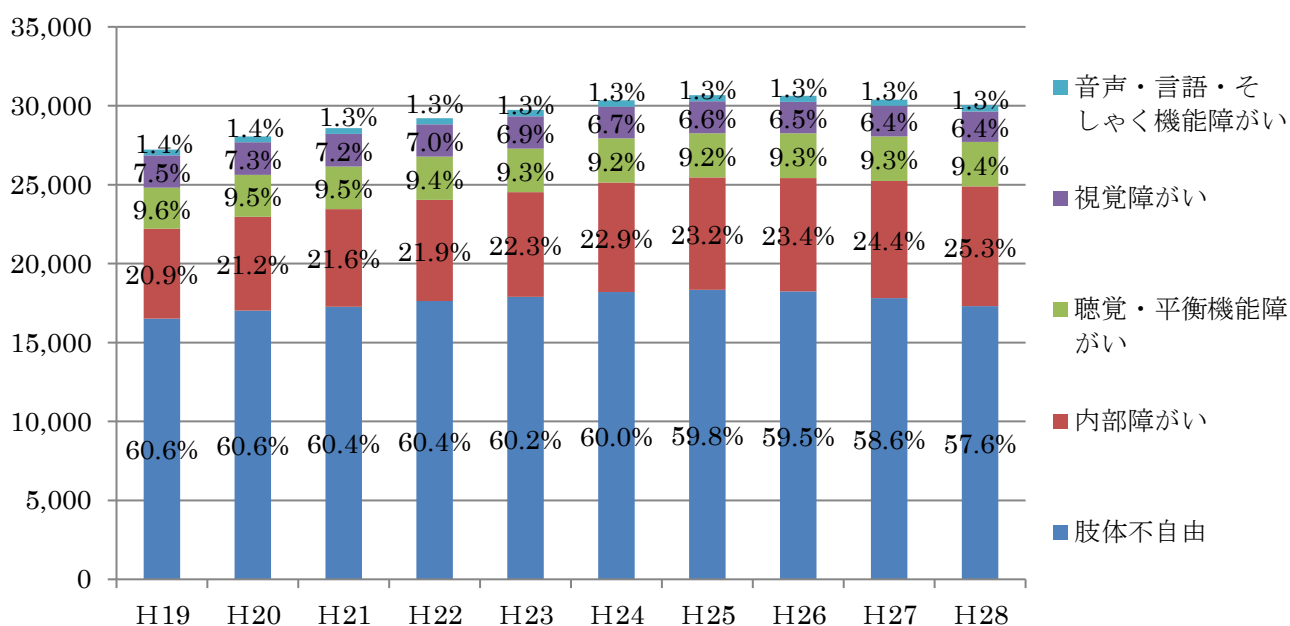
(単位：人 [各年度末])

③障がい種別身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者の障がい種別の内訳は、肢体不自由が最も多く、内部障がい、聴覚・平衡機能障がい、視覚障がい、音声・言語・そしゃく機能障がいの順に続きます。

肢体不自由と視覚障がいは減少傾向、内部障がいは増加傾向にあります。

図表 1-3 障がい種別身体障害者手帳所持者の推移



障がい種別	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
音声・言語・そしゃく機能障がい	370	379	379	379	395	401	395	392	386	394
視覚障がい	2,051	2,055	2,059	2,046	2,052	2,020	2,010	1,991	1,957	1,935
聴覚・平衡機能障がい	2,605	2,666	2,710	2,744	2,762	2,787	2,815	2,838	2,822	2,810
内部障がい	5,695	5,946	6,171	6,405	6,630	6,935	7,102	7,177	7,421	7,599
肢体不自由	16,511	17,016	17,273	17,629	17,892	18,203	18,352	18,240	17,811	17,298
合計	27,232	28,062	28,592	29,203	29,731	30,346	30,674	30,638	30,397	30,036

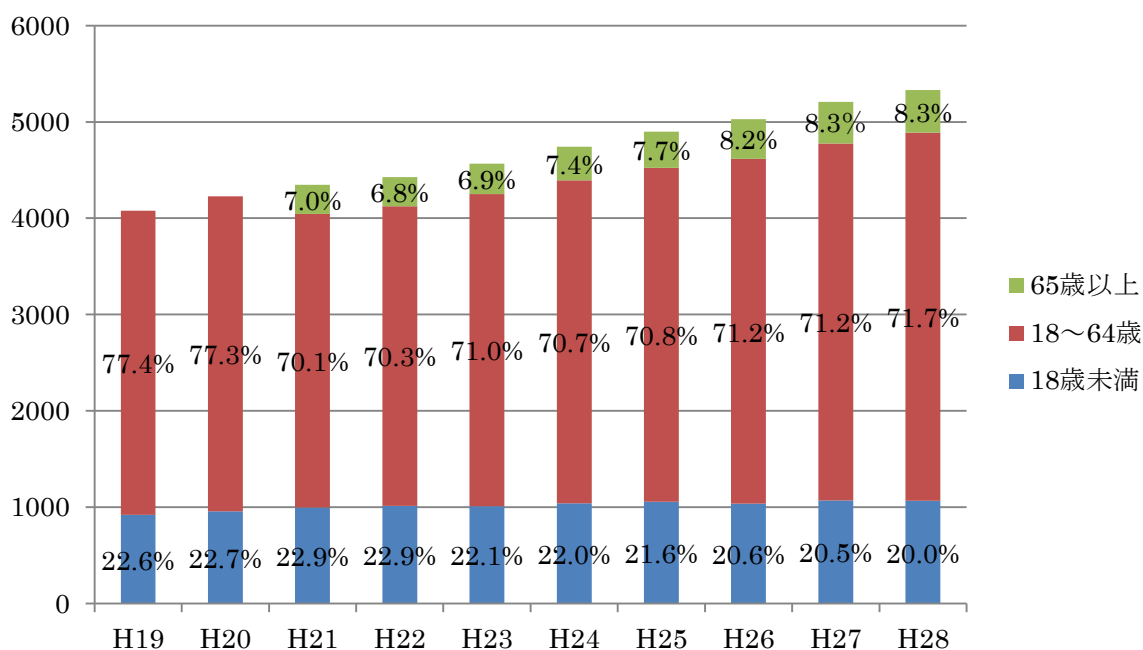
(単位：人 [各年度末])

イ：知的障がいのある人

①療育手帳所持者の推移

療育手帳所持者は年々数%ずつ増えており、平成19年度と28年度を比較すると3割以上増加しています。

図表1-4 療育手帳所持者の推移



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
65歳以上			303	303	315	349	376	411	430	441
18～64歳	3,156	3,270	3,048	3,112	3,241	3,352	3,468	3,582	3,707	3,823
18歳未満	921	959	997	1,013	1,011	1,042	1,056	1,036	1,070	1,066
合計	4,077	4,229	4,348	4,428	4,567	4,743	4,900	5,029	5,207	5,330

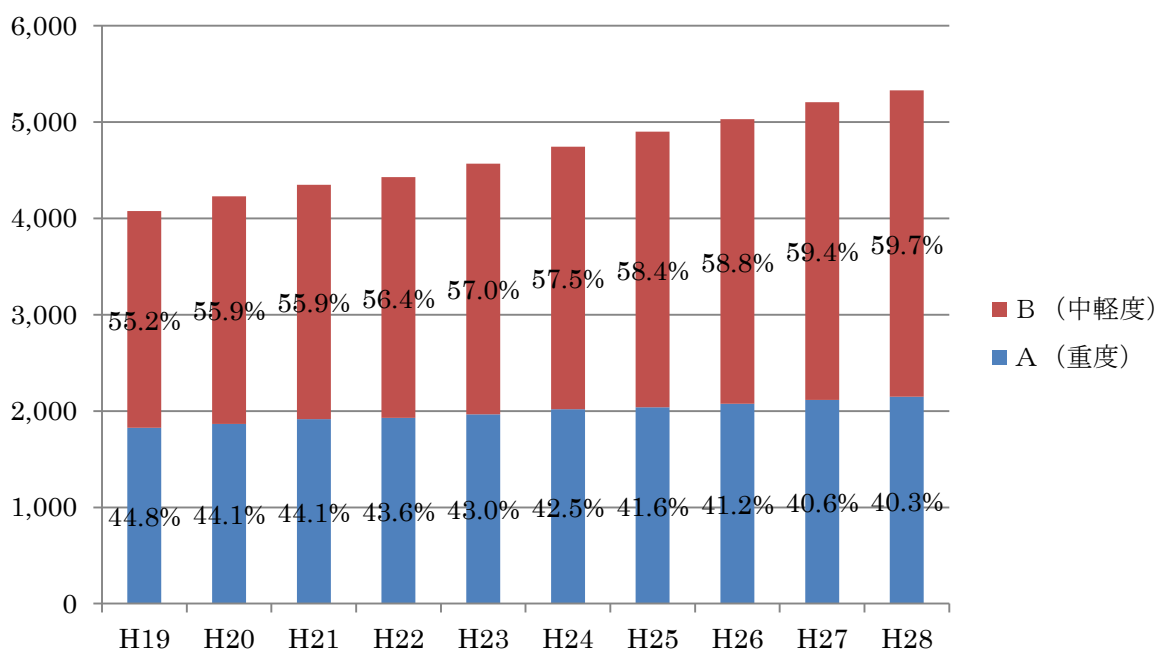
(単位：人 [各年度末])

※H19、H20は65歳以上のデータが残っていないため記載していない

②障がい程度別療育手帳所持者の推移

障がい程度別に療育手帳所持者の状況をみると、B（中軽度）の手帳所持者の割合が高く、ここ数年は数%ずつ増えています。

図表1-5 障がい程度別療育手帳所持者の推移



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
B（中軽度）	2,251	2,362	2,431	2,499	2,602	2,725	2,862	2,955	3,092	3,182
A（重度）	1,826	1,867	1,917	1,929	1,965	2,018	2,038	2,074	2,115	2,148
合計	4,077	4,229	4,348	4,428	4,567	4,743	4,900	5,029	5,207	5,330

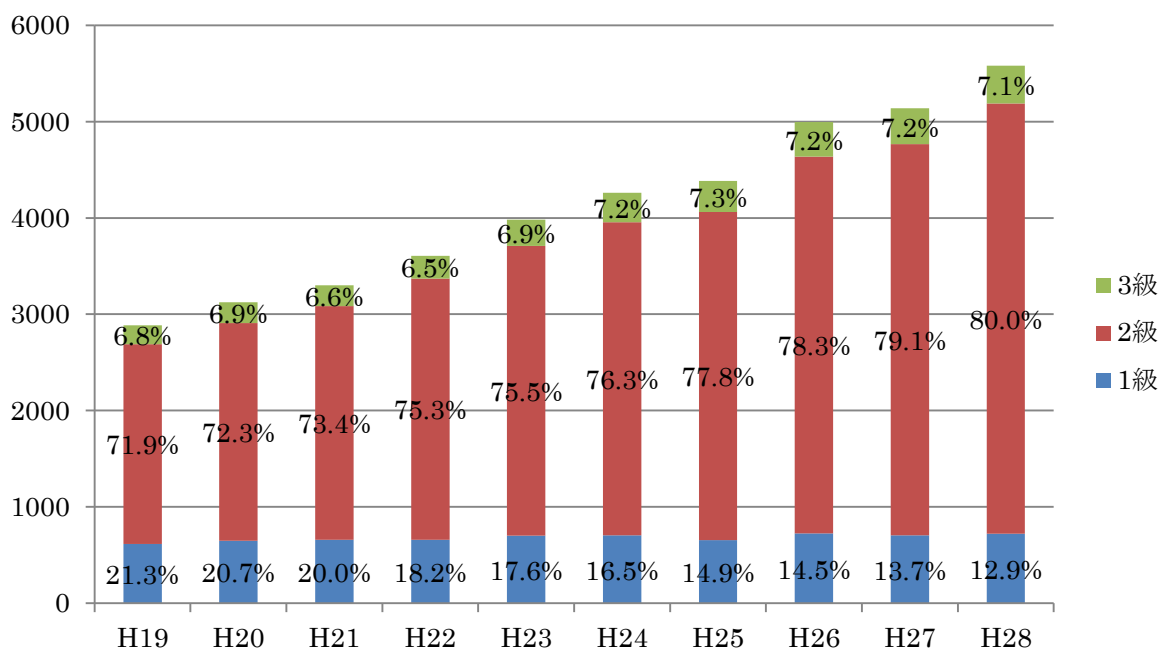
（単位：人 [各年度末]）

ウ：精神障がいのある人

①精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況をみると、平成19年度と平成28年度を比較すると約2倍近く増えています。等級別では2級の手帳所持者が80.0%となっており、全体に占める割合、増加率とも高くなっています。

図表1-6 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



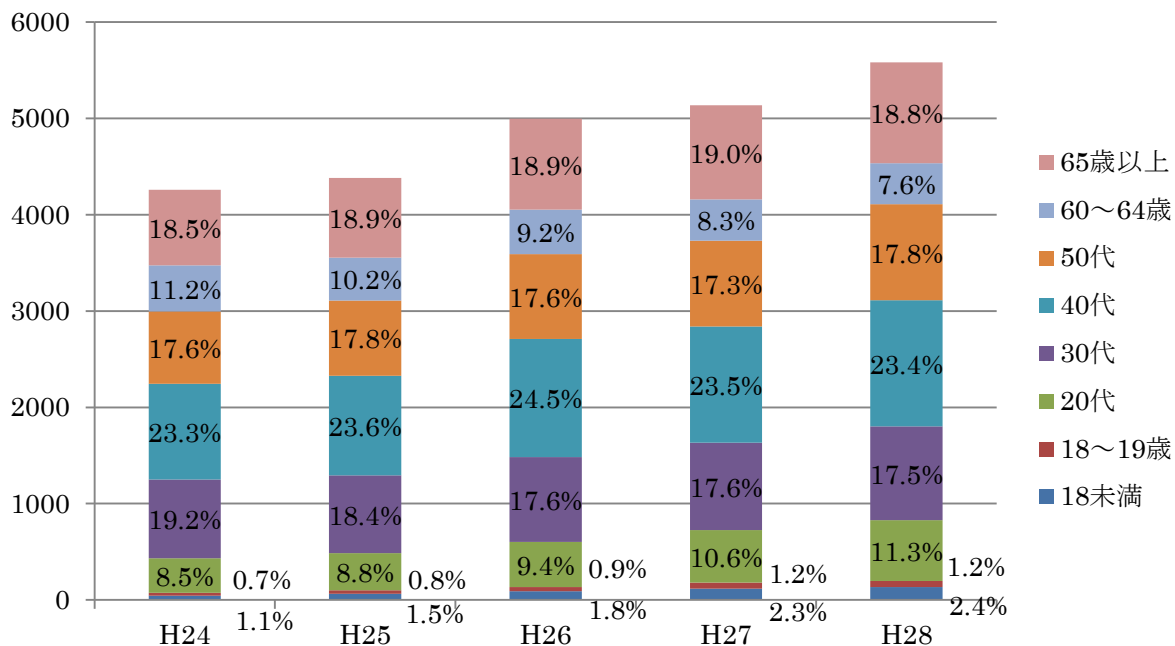
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
3級	195	217	219	234	275	305	320	358	370	394
2級	2,075	2,259	2,423	2,714	3,007	3,250	3,409	3,914	4,062	4,467
1級	615	648	660	658	701	705	654	724	705	721
合計	2,885	3,124	3,302	3,606	3,983	4,260	4,383	4,996	5,137	5,582

（単位：人 [各年度末]）

②年齢別の精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

平成24年度から28年度の5年間の状況をみると、特に20代以下の手帳所持者の伸びが大きくなっています。

図表1-7 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



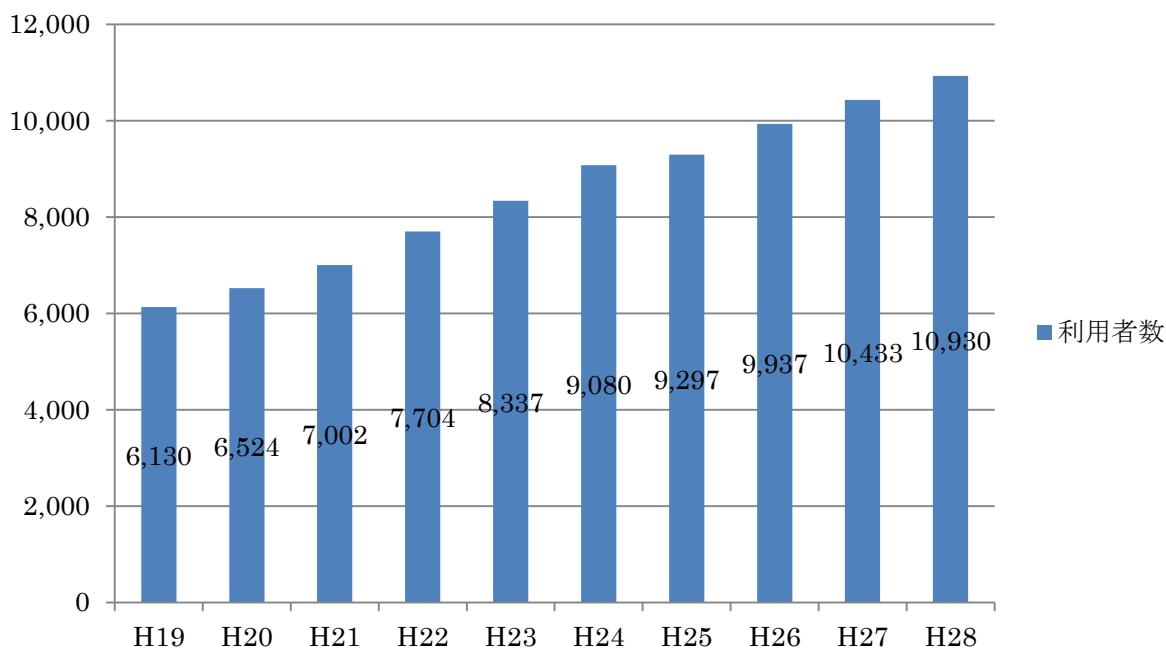
	H24	H25	H26	H27	H28	H24 から H28 の伸び
65歳以上	786	828	945	978	1,048	1.33
60～64歳	479	446	461	428	426	0.89
50代	751	780	879	890	996	1.33
40代	992	1,036	1,226	1,209	1,308	1.32
30代	818	806	881	905	976	1.19
20代	360	387	469	547	629	1.75
18～19歳	29	35	45	63	66	2.28
18未満	45	65	90	117	133	2.96
合計	4,260	4,383	4,996	5,137	5,582	1.31

(単位：人 [各年度末])

③自立支援医療（精神通院医療）利用者の推移

自立支援医療（精神通院医療）は、精神障害者保健福祉手帳を所持していない方でも利用できるサービスで、多くの方が受給されているので、現状を表す有効な指標として下表に示しています。

図表1-8 自立支援医療（精神通院医療）利用者の推移



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
利用者数	6,130	6,524	7,002	7,704	8,337	9,080	9,297	9,937	10,433	10,930

（単位：人 [各年度末]）

エ：発達障がいのある人

発達障がいのある方の実数については統計がありませんので、掲載していません。療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者の中に、発達障がいのある方が含まれています。

文部科学省の調査で、小・中学校の通常の学級において、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒の割合として6.5%という数値が示されており、発達障がいの可能性のある人はかなりの数にのぼるものと考えられ、支援を必要とする人の把握方法が課題となっています。

オ：難病患者

難病患者の実数については統計がありませんので、特定医療費受給者証交付数を掲載しています。（難病については、平成25年度から障害者総合支援法により障がいの範囲に追加されました）

○特定医療費（指定難病）受給者証交付数

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
利用者数	4,553	4,876	5,245	5,579	5,965	6,202	6,406	6,673	6,890	6,994

（単位：人 [各年度末]）

※平成26年度までは特定疾患医療受給者証交付数（H27.1から名称変更）

(2) 障がい福祉サービス利用状況（29年度数値は見込み）

訪問系サービス	単位	27年度	28年度	29年度
居宅介護	時間分	26,561	27,193	27,368
	人分	960	1,029	1,057
行動援護	時間分	783	730	756
	人分	62	59	62
同行援護	時間分	3,794	4,110	4,455
	人分	185	203	223
重度訪問介護	時間分	10,438	8,827	10,375
	人分	26	24	25
重度障がい者等包括支援	時間分	0	0	0
	人分	0	0	0

日中活動系サービス	単位	27年度	28年度	29年度
短期入所	人日分	1,687	2,153	2,268
	人分	278	366	373
生活介護	人日分	26,271	26,910	27,060
	人分	1,313	1,333	1,353
療養介護	人分	109	110	110
就労移行支援	人日分	3,828	2,822	2,822
	人分	174	154	154
就労継続支援（A型）	人日分	4,466	5,315	6,342
	人分	203	246	302
就労継続支援（B型）	人日分	31,240	29,797	32,266
	人分	1,420	1,545	1,673
自立訓練（機能訓練）	人日分	307	299	299
	人分	24	21	21
自立訓練（生活訓練）	人日分	1,221	2,128	2,187
	人分	49	124	135
居住系サービス				
施設入所支援	人分	621	623	623
共同生活援助	人分	361	386	423

3 新潟市における障がい者を取り巻く状況

相談支援	単位	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人(月)	805	849	992
地域移行支援	人(月)	1	2	3
地域定着支援	人(月)	2	3	4

障がい児支援	単位	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人日分(月)	1,901	2,586	4,208
	人分(月)	203	295	381
児童発達支援センター(福祉型)	箇所	1	1	1
医療型児童発達支援	人日分(月)	140	140	150
	人分(月)	22	25	25
児童発達支援センター(医療型)	箇所	1	1	1
放課後等デイサービス	人日分(月)	4,659	6,974	10,811
	人分(月)	426	533	805
保育所等訪問支援	人日分(月)	0	0	0
	人分(月)	0	0	0
障がい児相談支援	人分(月)	185	280	329
障がい児入所支援(福祉型)	人分(月)	24	24	23
障がい児入所支援(医療型)	人分(月)	10	10	10

地域生活支援事業	単位	27年度	28年度	29年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業				
障がい者等相談支援事業	箇所	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人(年)	22	35	33
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
コミュニケーション支援事業				
手話通訳者設置事業	人	11	11	11
手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業	派遣延べ人数	1,956	2,067	1,980

3 新潟市における障がい者を取り巻く状況

地域生活支援事業	単位	27年度	28年度	29年度
移動支援事業	人	1,199	1,245	1,294
	延時間	117,107	123,169	129,574
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件	42	45	82
自立生活支援用具	件	178	167	136
在宅療養等支援用具	件	211	205	186
情報・意思疎通支援用具	件	300	464	276
排せつ管理支援用具	件	13,084	14,002	14,876
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	24	21	14
地域活動支援センター				
自市分	箇所	41	38	36
	人	1,162	1,058	1,058
他市町村分	箇所	2	2	2
	人	26	27	27
発達障がい支援センター運営事業	箇所	1	1	1
	人	1,039	1,272	1,272
障がい児等療育支援事業	箇所	1	1	1
意思疎通支援				
要約筆記者養成研修事業	登録見込者数	11	21	32
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	登録見込者数	52	52	57
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	派遣延人数	862	938	1,022
その他事業				
日中一時支援事業	人日分	16,733	14,491	17,724
訪問入浴サービス事業	人	54	47	53
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	件	2,413	3,174	3,467
福祉ホーム事業	箇所	1	1	1
	利用見込	9	8	8
障がい者ITサポートセンター	箇所	1	1	1
手話奉仕員等養成研修事業				
手話奉仕員養成研修	登録者数（人）	112	124	138
要約筆記奉仕員養成研修	登録者数（人）	85	93	103

※単位「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1ヶ月あたりの平均利用日数」

※旧体系サービス、介護給付、訓練等給付、相談支援は3月分実績、地域生活支援事業は、利用量等は年間実績であり、箇所数は年度末実績。

（3）新潟市内におけるサービス基盤整備状況（平成29年4月1日現在）

① 訪問系サービス（居宅介護、行動援護、重度訪問介護、同行援護、重度障がい者等包括支援）

居宅介護、行動援護、 重度訪問介護、同行援護、 重度障がい者等包括支援	区	箇所	区	箇所
	北区	7	秋葉区	8
	東区	20	南区	3
	中央区	37	西区	27
	江南区	6	西蒲区	4

※事業所所在地区別箇所数。サービス提供地域を複数区としている事業所も多数あります。

② 日中活動系サービス

	生活介護		就労移行支援		就労継続支援 A型		就労継続支援 B型		地域活動 支援センター	
	箇所	定員 (人)	箇所	定員 (人)	箇所	定員 (人)	箇所	定員 (人)	箇所	定員 (人)
北区	5	122	3	41	1	20	8	160	-	-
東区	9	158	3	27	2	30	9	203	5	83
中央区	4	110	7	93	6	110	9	224	11	200
江南区	7	116	2	22	2	26	7	149	4	70
秋葉区	3	97	1	6	1	10	4	123	2	30
南区	1	26	2	14	1	20	4	100	-	-
西区	9	360	2	12	1	10	12	278	11	185
西蒲区	2	76	2	14	0	0	4	103	2	35
合計	40	1,065	22	229	14	226	57	1,340	35	603

③ 居住系（施設系）サービス

	箇所数	定員(人)
施設入所支援	10	480

④ グループホーム

	箇所	定員（人）
北区	8	50
東区	13	72
中央区	5	36
江南区	3	19
秋葉区	14	78
南区	7	36
西区	21	137
西蒲区	6	27
合計	77	455

⑤ 移動支援

区	箇所	区	箇所
北区	5	秋葉区	4
東区	17	南区	3
中央区	21	西区	16
江南区	5	西蒲区	3

※事業所所在地区別箇所数。サービス提供地域を複数区としている事業所も多数あります。

⑥ 相談支援体制

	相談支援事業 地域療育等支援事業	地域活動支援センターⅢ型（機能強化型） （箇所）	身体障がい者・知的障がい者相談員（人）
北区	基幹相談支援センター （市内4箇所） で実施	0	7
東区		4	11
中央区		7	14
江南区		4	7
秋葉区		1	7
南区		0	7
西区		10	12
西蒲区		1	6
合計		27	71

4 平成32年度の成果目標

本計画の成果目標として、国の基本指針等に基づき、平成32年度における成果目標を次のとおり設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
【指標】 地域生活移行者数	【目標値】 52人（8%）	平成29年度から平成32年度までの 地域生活移行者数の目標（4年間）
【参考】 基準となる施設入所者数	623人	平成28年度末の施設入所者数

【考え方】

平成24年度から28年度の5年間の地域生活移行者数の平均値（8%）を基に、平成28年度末の施設入所者のうち、52人以上が32年度末までに地域生活へ移行することを目指します。

また、施設入所者数については、平成28年度末で入所待機者が140人いることから、削減目標を設定せず、入所待機者の解消に取り組んでいくこととします。

（参考：施設入所者数の推移）

単位	第3期実績			第4期実績		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度※
入所者数	629人	627人	628人	621人	623人	623人

※29年度は見込み

（参考：入所待機者数の推移）

		25年度	26年度	27年度	28年度
待機者数		158人	154人	149人	140人
（内訳）	身体	58人	50人	47人	47人
	知的	100人	104人	102人	93人

（2）福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
【指標】 平成32年度の年間一般就労移行者数	【目標値】 154人	平成28年度の一般就労移行者数140人を1.1倍した人数
【参考】 年間一般就労移行者数の最高実績	140人	平成28年度において福祉施設等を退所し、一般就労した者の数

【考え方】

平成32年度中に平成28年度実績（140人）の1.1倍（154人）以上が、福祉施設から一般就労へ移行することを目標とします。

平成30年度から企業の法定雇用率が2.0%から2.2%に見直されることを参考にしています。

（参考：一般就労移行者数の推移）

	第3期計画			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度※
目標	72人			123人		
実績	61人	102人	125人	116人	140人	123人

※29年度は見込み

② 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	備考
【指標】 平成32年度の就労移行支援事業の利用者数	【目標値】 185人	平成28年度末時点の就労移行支援事業の利用者数を2割増加させた数
【参考】 平成28年度の就労移行支援事業利用者数	154人	平成28年度末時点において就労移行支援事業を利用した者の数

【考え方】

平成32年度末における就労移行支援事業の利用者を、平成28年度実績（154人）と比較し2割増以上（185人）にすることを目指します。

（参考：就労移行支援事業の利用者数の推移）

	第3期計画			第4期計画		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度※
目標	181人			265人		
実績	134人	164人	191人	174人	154人	154人

※29年度は見込み

③ 就労移行率が3割以上の事業所の割合

項目	数値	備考
【指標】 平成32年度の就労移行率3割以上の事業所の割合	【目標値】 50%	平成32年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率3割以上の事業所の割合

【考え方】

平成32年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合が5割以上となることを目指します。

（参考：就労移行率が3割以上の事業所の割合の推移）

	第4期計画		
	27年度	28年度	29年度※
目標	50%		
実績	57.1%	52.4%	54.7%

※29年度は見込み

④ 就労定着支援利用による職場定着率

項目	数値	備考
【指標】 平成32年度の職場定着率	【目標値】 80%	平成32年度末時点において、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率の割合

【考え方】

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後に職場に定着している人の割合が80%以上となることを目指します。

（3）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標
平成32年度末における市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場	有

【考え方】

平成32年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

精神病床における1年以上長期入院患者数及び早期退院率については、県が目標設定するため、本市の目標は設定せず、県の目標達成に必要な取り組みを進めていきます。

（4）地域生活支援拠点等の整備

項目	目標
【指標】 平成32年度末時点の地域生活支援拠点等の有無	有

【考え方】

平成32年度末までに、地域生活支援拠点等が少なくとも1ヵ所以上ある状態を目指します。

（5）障がいのある子どもの支援の提供体制の整備**① 児童発達支援センターの設置数**

項目	目標
【指標】 平成32年度末時点の児童発達支援センターの有無	有

【考え方】

平成32年度末までに、児童発達支援センターが少なくとも1ヵ所以上ある状態を目指します。

本市ではすでに2ヶ所設置されていますが、児童発達支援センター「こころん」について、中核的な支援施設としての役割をより明確にし、地域支援の強化を目指していきます。

② 保育所等訪問支援の利用体制

項目	目標
【指標】 平成32年度末時点の保育所等訪問支援の有無	有

【考え方】

平成32年度末時点までに、保育所等訪問支援のサービスを提供する事業所が少なくとも1ヵ所以上ある状態を目指します。

児童発達支援センター「こころん」による事業を実施します。

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保

項目	目標
【指標】 平成32年度末時点における主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの有無	有

【考え方】

平成32年度末時点において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所が少なくとも1ヵ所以上ある状態を目指します。

平成28年度末時点で、すでに目標を達成していますが、定員の空きが少ないため、定員増を目指していきます。

④ 医療的ケア児に対する支援

項目	目標
【指標】 平成30年度末時点の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の有無	有

【考え方】

平成30年度末までに、医療的ケア児への適切な支援について、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを目指します。

（6）障がいや障がいのある人への理解促進

① 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発

項目	数値	備考
【指標】 平成32年度の条例認知度	【目標値】 20%	平成32年度に一般の市民を対象としたアンケートを実施し、条例認知度を調査
【参考】 平成29年度の条例認知度	15.4%	平成29年度に障がいのある人から約5,000人を抽出し調査

【考え方】

平成28年4月、障がい者差別を解消し誰もが安心して暮らすことができる共生社会実現に向けて施行した「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の普及・啓発を図り、平成32年度の認知度を20%以上とすることを目指します。

普及・啓発を図る対象は、日頃、障がいのある人と接することの少ない方だけでなく、障がいの当事者や福祉関係者も含む市民全般とし、条例の内容だけでなく障がい特性に関する周知なども併せて行うことで、障がいや障がいのある人への理解を促進する取り組みを進めます。

② 学校等への相談機関等の周知

項目	目標
【指標】 各種学校への障がい福祉に関する相談機関等の周知	全校に実施

【考え方】

各種学校において教師等が相談を受けた際、適切な支援機関やサービスを案内しやすいよう、市内の小・中・高等学校、専門学校、大学等に対し、障がい福祉サービスの種類や、相談先窓口などの情報を毎年度提供します。

（7）成果目標を達成するための対応

①福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する対応

- 施設入所者が地域生活へ移行する際に居住の場となるようなグループホーム等の整備を促進するなど、地域生活を送る上での受け皿づくりに努めます。
- 特別支援学校卒業生の進路の把握に努めながら、不足する施設整備を促進するとともに、地域で障がいのある人が安心して過ごせるよう、日中の活動場所となる日中活動系サービスの質の充実を図ります。
- 基幹相談支援センターや新潟市障がい者夜間・休日相談支援事業により、日常生活の困りごとから、専門的な対応を必要とする相談まで、多様な相談支援の充実に努めます。
- 地域生活への移行に向けた相談や、地域で利用する福祉サービスの調整を行うなど、円滑な移行を支えるコーディネート機能の充実に努めます。
- グループホーム等での生活を体験することで、地域での自立生活を促す意識づくりを支援します。
- 地域社会における障がいのある人への理解不足などにより、グループホーム等の居住の場の確保を困難にしている場合もあることから、障がいや障がいのある人の正しい理解の促進に努めます。

②福祉施設から一般就労などへの移行等に関する対応

- 障がい者就業支援センター「こあサポート」において就職を希望する障がいのある人の相談から就職後の定着支援まで一貫した伴走型支援を実施します。
- 関係機関と連携体制を構築し、障がい特性に応じた職業訓練を行うとともに、就労移行支援等施設職員を対象とした支援スキル向上のための研修の充実を図り、障がいのある人の職業能力・社会適応能力の向上に取り組みます。
- 就労定着支援事業を行う事業所の確保に努め、障がいのある人が安心して長く働き続けることができる支援体制を構築します。
- 関係機関と連携体制を構築し、企業に対し、障がいのある人の就労能力や合理的配慮について、正しい理解の促進を図ります。また、障がいのある人の雇用に取り組む企業をPRすることで、障がいのある人の就労機会の拡大につなげます。
- 障がいのある人を多数雇用している企業に対し、優先的に市が発注を行うことで、障がいのある人の安定した雇用につなげます。また、生産活動を行う福祉、施設などへ市の業務を委託し、工賃の引き上げを図ります。

③精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置については、既存の協議会等を活用することも含め、保健、医療、福祉関係者と検討を進めます。

④地域生活支援拠点等の整備に関する対応

- 地域生活支援拠点等の整備については、地域の実情や課題に応じて、どのような機能をどれだけ整備していくかについて、自立支援協議会等の場を用いて検討します。
- 地域生活支援拠点等においては、障がい者夜間・休日相談支援事業を実施し、地域で生活する障がいのある人とその家族の夜間・休日における支援を強化し、安心して暮らせる地域環境を目指します。
- 障がいのある人の高齢化・重度化を見据えて、地域生活支援拠点等の機能については、必要に応じて、更に強化していきます。

⑤障がい児支援の提供体制の整備

- 発達支援コーディネーターの支援力の向上を図り、児童発達支援センター「こころん」の巡回支援員と連携しながら、保育園などで障がいの疑いがある段階から支援を行うことで、身近な地域での発達相談と保護者支援の体制を強化していきます。
- 保育所等のさまざまな育ちの場で、障がいのある子どもに、より質の高い専門的支援を提供するために、児童発達支援センター「こころん」による保育所等訪問支援事業を実施します。
- 市内に4ヶ所設置している基幹相談支援センターに障がい児支援コーディネーターを配置し、さまざまな相談に対応しながら、障がいのある子ども及びその家族を支援します。
- 発達障がい支援センター「JOIN」を中心に、関係機関と連携し、発達障がい児者支援地域協議会を開催し、情報共有、研修、啓発などを行うことにより、関係機関の支援力向上を図ります。
- 学齢期の子どもの支援については、特別支援教育サポートセンターと各区に配置した地区コーディネーター（発達障がい通級指導教室担当者）による特別支援教育サポートネットワークが各学校の特別支援教育コーディネーターと連

携し、相談支援や福祉に関わる研修を行い、知識・技能の向上に努め、各学校の専門性・対応力向上を図ります。

- 医療的ケア児への適切な支援について、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。

⑥障がいや障がいのある人への理解促進

- 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例に関する普及・啓発を図るため、条例推進会議及びそのワーキンググループの検討に基づく各種啓発事業を実施し、障がいや障がいのある人への理解促進に努めます。
- 啓発事業の実施にあたっては、教育・文化・スポーツ・地域・農業・企業など、他分野と広く連携した取り組みを進めていきます。
- 研修会の開催などにより条例の周知を進めるとともに、障がいのある人とない人の交流機会を拡大・創出し、障がいや障がいのある人への理解促進を図ります。
- 発達障がい児者支援地域協議会を開催し、見た目では分かりにくい発達障がいへの理解を深めるために必要な取り組みを検討し、学校等へ情報提供します。
- 理解促進に向けた取り組みは、日頃、障がいのある人と接することの少ない方だけでなく、障がいの当事者や福祉関係者なども含め、市民全般に向けて進めていきます。

5 各年度の活動指標（サービス見込み量）とその確保のための方策

（1）指定障がい福祉サービス

ア：訪問系サービス

障がいのある人の増加傾向とともに、訪問系サービスの利用は伸びています。

① 居宅介護（介護給付）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や家事の援助などを行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
居 宅 介 護	時間分(月)	29,477	30,785	32,147
	人分(月)	1,104	1,153	1,204

② 行動援護（介護給付）

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護などを行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
行 動 援 護	時間分(月)	769	769	769
	人分(月)	62	62	62

③ 同行援護（介護給付）

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人につき、外出時において、その障がいのある人に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援などを行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
同 行 援 護	時間分(月)	4,852	5,197	5,583
	人分(月)	239	256	275

④ 重度訪問介護（介護給付）

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護及び外出時における移動中の介護などを総合的に行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
重度訪問介護	時間分(月)	10,276	10,671	11,066
	人分(月)	26	27	28

⑤ 重度障がい者等包括支援（介護給付）

介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
重度障がい者 等包括支援	時間分(月)	372	372	372
	人分(月)	1	1	1

イ：日中活動系サービス

利用者の特性に応じたサービス提供体制整備の支援を行います。

① 短期入所（介護給付）

自宅で介護する人が病気の場合などに、障がいのある人を施設で短期間、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の支援を行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
短期入所 (福祉型・医療型)	人日分(月)	2,350	2,425	2,493
	人分(月)	392	410	427

② 生活介護（介護給付）

常に介護を必要とする人に、日中の入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
生活介護	人日分(月)	27,460	27,860	28,260
	人分(月)	1,373	1,393	1,413

③ 療養介護（介護給付）

常に医療と介護を必要とする人に、医療機関で、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
療養介護	人分(月)	110	110	110

④ 就労移行支援（訓練等給付）

一般企業等での就労を希望する人に対し、一定期間の支援計画に基づいて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、適性に応じた職場の開拓や就労後の職場への定着のために必要な支援を行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
就労移行支援	人日分(月)	3,465	3,675	3,885
	人分(月)	165	175	185

⑤ 就労継続支援 A 型（訓練等給付）

通常の事業所での雇用が困難な人に対し、雇用契約に基づいて働く場を提供するとともに、一般就労に向け知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
就労継続支援 A 型	人日分(月)	7,518	8,694	9,870
	人分(月)	358	414	470

⑥ 就労継続支援 B 型（訓練等給付）

通常の事業所での雇用が困難な人に対し、就労の機会を提供するとともに、一般就労に向け知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
就労継続支援 B 型	人日分(月)	34,520	35,600	36,660
	人分(月)	1,726	1,780	1,833

⑦ 就労定着支援（訓練等給付）

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、就労に伴い生じている生活面の課題を把握するとともに、企業や家族、関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
就労定着支援	人分(月)	140	140	140

⑧ 自立訓練〔機能訓練〕（訓練等給付）

身体障がいのある人に対し、地域で自立した生活ができるよう、一定期間の支援計画に基づいて、身体機能の向上のための訓練を行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
自立訓練 (機能訓練)	人日分(月)	299	299	299
	人分(月)	21	21	21

⑨ 自立訓練〔生活訓練〕（訓練等給付）

知的障がいや精神障がいのある人に対し、地域で自立した生活ができるよう、一定期間の支援計画に基づいて、生活能力向上のための訓練を行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
自立訓練 (生活訓練)	人日分(月)	2,246	2,246	2,246
	人分(月)	147	147	147

ウ：居住系サービス

施設・病院からの地域移行の受け皿となるような共同生活援助（グループホーム）については、さらに整備を進めていく必要があります。併せて施設入所支援についても、必要なサービスの確保に努めます。

① 施設入所支援（介護給付）

施設で夜間等における入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
施設入所支援	人分(月)	623	623	623

② 共同生活援助〔グループホーム〕（訓練等給付）

地域で共同生活を行う住居で、夜間等における日常生活上の援助及び相談を行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
共同生活援助	人分(月)	453	485	519

③ 自立生活援助（訓練等給付）

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、その人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
自立生活援助	人分(月)	10	15	20

(2) 相談支援

① 計画相談支援（サービス利用計画作成）

障がい福祉サービス等を利用する全ての障がいのある人に対し、障がいのある人の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援するため、サービス利用計画を作成します。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人(月)	1,034	1,078	1,124

② 地域相談支援（地域移行支援）

障がい者支援施設や児童福祉施設に入所、または、精神科病院に入院している障がいのある人に対し、住居の確保その他地域における生活に移行するための計画作成や活動に関する相談、また、障がい福祉サービス事業所への同行支援等を行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
地域移行支援	人(月)	3	4	5

③ 地域相談支援（地域定着支援）

施設や病院からの退所・退院や、家族との同居から一人暮らしに移行した人、また、地域生活が不安定な人などに対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急の事態に対しては速やかに駆けつけられる体制を確保し支援します。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
地域定着支援	人(月)	4	5	6

（3）障がいのある子どもの支援（児童福祉法）

障がい児を支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障がい児通所支援及び障がい児入所支援の整備についても障がい福祉計画に定め、当該計画に沿った取り組みを進めようと努める必要があります。

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練の支援を行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人日分(月)	4,010	4,210	4,410
	人分(月)	401	421	441
児童発達支援センター（福祉型）	箇所	1	1	1

② 医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、治療を行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
医療型児童発達支援	人日分(月)	150	150	150
	人分(月)	25	25	25
児童発達支援センター（医療型）	箇所	1	1	1

③ 放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
放課後等デイサービス	人日分(月)	10,985	11,505	12,025
	人分(月)	845	885	925

④ 保育所等訪問支援

保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
保育所等訪問支援	人日分(月)	0	20	40
	人分(月)	0	20	40

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいの状態にあり外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
居宅型	人日分(月)	0	0	0
児童発達支援	人分(月)	0	0	0

⑥ 障がい児相談支援

障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
障がい児 相談支援	人分(月)	344	359	375

⑦ 障がい児入所施設（福祉型）

障がいのある児童へ入所により福祉サービスを提供します。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
障がい児入所支援 （福祉型）	人分(月)	24	24	24

⑧ 障がい児入所施設（医療型）

障がいのある児童へ入所により福祉サービスを提供し、併せて治療を行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
障がい児入所支援 （医療型）	人分(月)	10	10	10

⑨ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する各種支援の調整を行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置	人	0	0	0

（4）地域生活支援事業

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、多様な事業を実施するとともに、その充実を図っています。

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
理解促進研修 啓発事業	実施の有無	有	有	有

② 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
自発的活動 支援事業	実施の有無	有	有	有

③ 相談支援事業

障がいのある人や介護者の相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
障がい者相談支援事業	箇所	4	4	4
基幹相談支援センター	実施見 込み箇 所数	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の 有無	有	有	有

④ 成年後見制度利用支援事業

障がいのある人や介護者の相談に応じ、障がいのある人の権利擁護のため に必要な援助を行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
成年後見制度 利用支援事業	人(年)	39	43	46

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	有	有	有

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能に障がいのある人に対し、手話通訳者及び要約筆記者を派遣するとともに、区役所等に手話通訳者を設置し、意思疎通が図れるよう支援します。また、視覚に障がいのある人に対し、点訳、音声訳による支援を行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
手話通訳者設置事業	人（年）	11	11	11
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	派遣延べ 人数（年）	2,059	2,141	2,227

⑦ 移動支援事業

屋外での移動が困難な人に対し、外出のための支援を行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
移動支援事業	人（年）	1,349	1,406	1,466
	延時間 （年）	133,551	139,194	145,134

⑧ 日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人に、下記の用具について給付を行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
介護訓練支援用具	件(年)	49	49	49
自立生活支援用具	件(年)	177	177	177
在宅療養等支援用具	件(年)	211	211	211
情報・意思疎通支援用具	件(年)	328	328	328

排せつ管理支援用具	件(年)	15,584	16,441	17,345
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件(年)	23	23	23

⑨ 地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う地域活動支援センターに対する運営費補助を行い、障がいのある人の地域生活の支援を促進します。

地域活動支援センターⅠ型

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
自市分	箇所	2	2	2
	人(年)	180	180	180
他市町村分	箇所	1	1	1
	人(年)	23	23	23

地域活動支援センターⅡ型

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
自市分	箇所	3	3	3
	人(年)	192	192	192
他市町村分	箇所	—	—	—
	人(年)	—	—	—

地域活動支援センターⅢ型

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
自市分	箇所	31	31	31
	人(年)	686	686	686
他市町村分	箇所	1	1	1
	人(年)	4	4	4

⑩ 発達障がい者支援センター運営事業

発達障がいのある人の支援拠点として、発達障がいのある人やその家族に対する支援を総合的に行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
発達障がい者支援 センター運営事業	箇所	1	1	1
	人(年)	1,300	1,300	1,300

⑪ 障がい児等療育支援事業

重症心身障がい児等の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育に関する相談に応じたり、助言や指導を行います。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
障がい児等療育支援事業	箇所	1	1	1

⑫ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
手話通訳者養成研修事業	実養成講習 終了見込み 者数（登録 見込み者）	56	61	66
要約筆記者養成研修事業		43	54	65
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業		59	61	63

⑬ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	派遣延べ人数（年）	1,114	1,214	1,323

⑭ 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
地域生活支援広域調整会議等事業	協議会の開催見込み数	1	1	1
地域移行・地域生活支援事業	ピアサポート従事者見込数	10	11	12
災害派遣精神医療チーム体制整備事業	運営委員会開催見込み数	1	1	1

⑮ 発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
発達障がい者支援地域協議会	地域協議会の開催回数	2	2	2

⑩ その他の支援事業

○日中一時支援事業

自宅で介護する人が病気の場合などに、障がいのある人を日中、施設で一時的に預かり介護します。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
日中一時支援事業	日分 (年)	18,256	18,804	19,369

○訪問入浴サービス事業

重度の身体障がいのある人に対し、訪問により入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
訪問入浴サービス事業	人(年)	49	45	41

○更生訓練費給付事業

身体障がい者授産施設、身体障がい者更生施設等に入所、通所している人に対して、訓練に必要な経費等を支給して、社会復帰の促進を図ります。

	単 位	30年度	31年度	32年度
更生訓練費給付事業	件(年)	3,883	4,348	4,869

○障がい者ITサポートセンター運営事業

障がいのある人が情報技術（IT）機器を使って、活動の幅を広げられるよう、障がいに応じた支援機器の選択や、利用方法などについて相談支援を行います。

	単 位	30年度	31年度	32年度
障がい者ITサポートセンター運営事業	箇所	1	1	1

○手話奉仕員等養成研修事業

聴覚障がいのある人の交流活動の推進を図り、意思疎通のための情報支援者として、聴覚障がいのある人福祉に理解と熱意を有する者を養成します。

サービス種別	単 位	30年度	31年度	32年度
手話奉仕員養成研修	登録者数 (人)	69	78	87

(5) 各年度の活動指標（サービス見込み量）一覧表

サービス種別		単 位	30年度	31年度	32年度		
指定障がい福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護	時間分(月)	29,477	30,785	32,147	
			人分(月)	1,104	1,153	1,204	
		行動援護	時間分(月)	769	769	769	
			人分(月)	62	62	62	
		同行援護	時間分(月)	4,852	5,197	5,583	
			人分(月)	239	256	275	
		重度訪問介護	時間分(月)	10,276	10,671	11,066	
			人分(月)	26	27	28	
		重度障がい者等包括支援	時間分(月)	372	372	372	
			人分(月)	1	1	1	
		日中活動系サービス	短期入所 (福祉型・医療型)	人日分(月)	2,350	2,425	2,493
				人分(月)	392	410	427
	生活介護		人日分(月)	27,460	27,860	28,260	
			人分(月)	1,373	1,393	1,413	
	療養介護		人分(月)	110	110	110	
	就労移行支援		人日分(月)	3,465	3,675	3,885	
			人分	165	175	185	
	就労継続支援A型		人日分(月)	7,518	8,694	9,870	
			人分(月)	358	414	470	
	就労継続支援B型		人日分(月)	34,520	35,600	36,660	
			人分(月)	1,726	1,780	1,833	
	就労定着支援		人分(月)	140	140	140	
	自立訓練(機能訓練)		人日分(月)	299	299	299	
			人分(月)	21	21	21	
	自立訓練(生活訓練)		人日分(月)	2,246	2,246	2,246	
		人分(月)	147	147	147		
	居住系サービス	施設入所支援	人分(月)	623	623	623	
共同生活援助 (グループホーム)		人分(月)	453	485	519		
自立生活援助		人分(月)	10	15	20		

※単位「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1ヶ月あたりの平均利用日数」

※指定障がい福祉サービスは月間の見込み量

各年度の活動指標（サービス見込み量）一覧表

サービス種別		単 位	30年度	31年度	32年度
相談支援	計画相談支援	人分	1,034	1,078	1,124
	地域移行支援	人分	3	4	5
	地域定着支援	人分	4	5	6
障がい児支援	児童発達支援	人日分(月)	4,010	4,210	4,410
		人分(月)	401	421	441
	児童発達支援センター（福祉型）	箇所	1	1	1
	医療型児童発達支援	人日分(月)	150	150	150
		人分(月)	25	25	25
	児童発達支援センター（医療型）	箇所	1	1	1
	放課後等デイサービス	人日分(月)	10,985	11,505	12,025
		人分(月)	845	885	925
	保育所等訪問支援	人日分(月)	0	20	40
		人分(月)	0	20	40
	居宅型児童発達支援	人日分(月)	0	0	0
		人分(月)	0	0	0
	障がい児相談支援	人分(月)	344	359	375
	障がい児入所施設（福祉型）	人分(月)	24	24	24
	障がい児入所施設（医療型）	人分(月)	10	10	10
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0

各年度の活動指標（サービス見込み量）一覧表

サービス種別		単 位	30年度	31年度	32年度	
地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	
	自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	
	相談支援事業	障がい者相談支援事業	箇所	4	4	4
		基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
		住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
	成年後見制度利用支援事業	実利用見込み人数	39	43	46	
	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	
	意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	人（年）	11	11	11
		手話通訳者・要約筆記者派遣事業	派遣延べ人数(年)	2,059	2,141	2,227
	移動支援事業		人（年）	1,349	1,406	1,466
			延時間（年）	133,551	139,194	145,134
	日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件(年)	49	49	49
		自立生活支援用具	件(年)	177	177	177
		在宅療養等支援用具	件(年)	211	211	211
		情報・意思疎通支援用具	件(年)	328	328	328
排せつ管理支援用具		件(年)	15,584	16,441	17,345	
居住生活動作補助用具（住宅改修費）		件(年)	23	23	23	

※地域生活支援事業は年間の見込み量

各年度の活動指標（サービス見込み量）一覧表

サービス種別			単 位	30年度	31年度	32年度	
地域生活支援事業	地域活動支援センター I型	自市分	箇所	2	2	2	
			人(年)	180	180	180	
		他市町村分	箇所	1	1	1	
			人(年)	23	23	23	
	地域活動支援センター II型	自市分	箇所	3	3	3	
			人(年)	192	192	192	
		他市町村分	箇所	—	—	—	
			人(年)	—	—	—	
	地域活動支援センター III型	自市分	箇所	31	31	31	
			人(年)	686	686	686	
		他市町村分	箇所	1	1	1	
			人(年)	4	4	4	
	発達障がい者支援センター運営事業			箇所	1	1	1
				人(年)	1,300	1,300	1,300
	障がい児等療育支援事業			箇所	1	1	1
	修・派遣事業 専門性の高い意思疎通 支援を行う者の養成研	手話通訳者養成研修事業		登録見込み者数	56	61	66
		要約筆記者養成研修事業		登録見込み者数	43	54	65
		盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業		登録見込み者数	59	61	63
		盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業		派遣延べ人数	1,114	1,214	1,323
	広域調整等事業 地域生活支援 精神障がい者	地域生活支援広域調整会議等事業		協議会の開催見込み数	1	1	1
地域移行・地域生活支援事業		ピアサポート従事者見込数	10	11	12		
災害派遣精神医療チーム体制整備事業		運営委員会開催見込み数	1	1	1		
発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業			地域協議会の開催回数	2	2	2	
地域生活支援事業 その他	日中一時支援事業		日分(年)	18,256	18,804	19,369	
	訪問入浴サービス事業		人(年)	49	45	41	
	更生訓練費給付事業		件(年)	3,883	4,348	4,869	
	障がい者ITサポートセンター運営事業		箇所	1	1	1	
	手話奉仕員養成研修		登録者数(人)	69	78	87	

※地域生活支援事業は年間の見込み量

(6) 活動指標（サービス見込み量）の確保のための方策

- 自立支援協議会などを通じて、指定障がい福祉サービス、指定相談支援及び地域生活支援事業を行う意向を有する事業者の把握に努めます。
- 事業者等に広く情報提供を行うなどの方法により、障がいの種別なく事業者の参入を引き続き促進します。
- 国や県の補助事業などを積極的に活用して、サービス提供基盤の整備に努めます。

6 計画の達成状況の点検及び評価

各年度における障がい福祉計画の成果目標や活動指標（サービス見込み量）の達成状況については、新潟市障がい者施策審議会及び新潟市障がい者地域自立支援協議会において、分析・評価を行い、計画の具体化に向けた調整や協議を行います。